

## 初任介護支援専門員OJT事業実施要綱

### 1 目的

地域における人材育成の観点から、一定の実務を経験した介護支援専門員（受講者）に対し、主任介護支援専門員（アドバイザー）による実習型研修を実施することにより、相互研鑽を通じて、介護支援専門員の実務能力の向上及び主任介護支援専門員の指導力の向上を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

本研修の実施主体は北海道（以下、「道」とする）とし、本研修の運営については、運営事務局として実施能力があると認められる団体等に委託することができるものとする。

### 3 事業内容

#### (1) 初任介護支援専門員OJT

#### (2) 主任介護支援専門員フォローアップ研修

### 4 受講対象者

#### (1) 初任介護支援専門員OJT

##### ア 受講者

原則として、介護支援専門員の実務に従事している者であって、就業後3年未満の者とする。

##### イ アドバイザー

主任介護支援専門員とする。

#### (2) 主任介護支援専門員フォローアップ研修

(1) のイのアドバイザーとなった主任介護支援専門員等とする。

### 5 実施方法等

#### (1) 実施に当たっての基本的考え方

次の視点を踏まえた研修内容とすること。

##### ア 初任介護支援専門員OJT

① 実習プログラムによる、実践的知識・技術の習得

② 実習プログラムを通じて事業所間の教育交流を促すことによる、現任介護支援専門員に対する教育効率の向上

③ 実習プログラムの基本的な枠組みについては汎用的なものとし、特定の領域に苦手意識を持つ経験者層の教育課題に対応するため、扱うケースの特性に応じた構成

④ 主任介護支援専門員の指導者としての役割を担う機会を確保することによる、指導技能の向上

##### イ 主任介護支援専門員フォローアップ研修

① 研修プログラムによる、専門的知識・技術の習得

② 演習や実習を通じたスーパーバイズ技能の向上

③ 研修プログラムの基本的な枠組みについては汎用的なものとし、特定の領域に苦手意識を持つ経験者層の教育課題に対応するため、扱うケースの特性に応じた構成

#### (2) 実施内容

##### ア 初任介護支援専門員OJT

##### ① 企画会議

道及び運営事務局が、年間スケジュール、研修内容及びテキストについて検討し決定する。

② 全体研修（アドバイザー事前研修を含む。）

- ・ アドバイザーが実際の同行を想定した監督指導の場面の演習事例を、外部観察者として評価し、自身の監督指導（スーパーバイズ）の傾向を客観的に把握することで、実習における適切な助言・指導能力を習得する。
- ・ 運営事務局で合わせたアドバイザーと受講者が組になり、受講者が提出する事例をもとにアセスメント確認演習を実施し、アセスメントとケアプランを客観的に確認することにより、アドバイザーと受講者の間で視点を共有化し、研修の目標を設定する。

③ 個別同行実習

アドバイザー及び受講者がそれぞれ担当するケースについてサービス担当者会議への出席及びモニタリング訪問を行い、サービス担当者会議での進行、調整、会議録作成に係る能力の習得及びモニタリング、事後調整のあり方を理解する。

④ 集合研修

受講者がプレゼンテーションによる研修の振り返りを行うことにより、他の受講者等との気づきの共有及びプレゼンテーション能力を習得する。

イ 主任介護支援専門員フォローアップ研修

① 企画会議

道及び運営事務局が、主任介護支援専門員が初任介護支援専門員等を指導する上での課題などを把握し、年間スケジュール、研修内容及びテキストについて検討し決定する。

② 集合研修

主任介護専門員として求められる役割を理解し、介護支援専門員に対する助言・指導力を向上させるための実践活動の振り返りや事例検討などの演習、スーパービジョンの実習等を通じて、主任介護支援専門員としての資質向上を図る内容とする。

(3) 研修修了証の交付

研修修了者に対し、研修修了証を交付する。

6 その他留意事項

(1) 初任介護支援専門員OJT実施に係る個別同行実習の実施に当たっては、地域や受講者等の状況に応じ、ケース検討会議の出席及びモニタリング訪問の他に、退院前カンファレンスへの同席、在宅看護・在宅診療への同行等について、研修内容に盛り込むことも可能とする。

なお、この場合においては、関係機関と協議の上、プログラムを決定するとともに、必要に応じて、地域包括支援センターとの連携を図りながら進めること。

(2) 講師の業務内容については、企画会議、全体研修、集合研修の講師及びアドバイザーの育成と指導とし、実務経験・講師経験について十分な要件を満たす者の中から、道と調整のうえ運営事務局が選出するものとする。

なお、運営事務局は、本研修を実施する市町村数に応じ、講師の必要数の確保に努めることとする。

(3) 運営上知り得た個人の秘密の保持については、厳格に行うとともに、講師、ファシリテーター、アドバイザー、受講者に対して十分に留意するよう指導すること。

附則

- 1 この要綱は、平成27年7月22日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年5月21日から施行する。